

事業計画意見書

令和 6年 7月 30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (環境保全全般)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

本事業を計画している地域に、御社グループとして32haの土地を保有しているとのことであるが、それに対して事業計画面積が24.9haであり25ha以上に義務付けられている環境アセスメントの実施を意図的に回避した悪質な事業計画であると受け止めます。この様な姿勢が、地域住民の不安を増幅し御社に対する不信感を生む一つの大きな要因です。我々地域住民の強い不安を少しでも軽減する手段の一つとして、また、地域環境に本当に悪い影響が出ないかを高精度で検証するためにも環境アセスメントを実施して下さい。

理由 (必須)

本事業が、環境に悪影響を及ぼさないか強い不安にさらされているが、今回の説明会や資料では疑問点が多くその不安が逆に更に増幅してしまったため。

提出期限: 令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・(ハ)・(ア)・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (事業運営の安全性の確保と検証)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

産廃最終処分場事業を安全に運営し維持継続していくためには、管理マニュアルや作業手順などの社内規定を作成し標準化するのは企業の社会的責任として必要最低限の事。しかし、これだけでは不十分。周囲 (当該地域) に迷惑をかけないためにも第三者による監視は不可欠です。従い、環境に影響を及ぼす可能性のある事業を行う多くの企業が当然の事として取得している環境マネジメントシステム規格「ISO 14001」を認証取得しその後も認証を継続していく事として下さい。

理由 (必須)

事業運営の安全性を確保し維持継続できているかを定期的に第三者が検証することにより、不具合発生リスクを低減させるため。

提出期限 : 令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・□・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質) 騒音・振動・悪臭 (土壤) 地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

近年、P F A S (有機フッ素化合物) による水質や土壤汚染が各地で確認され人体への影響が大きな問題となってきています。にも関わらず、水質管理項目にP F A S がありません。この一つの事に対する姿勢をみても、営利を優先し地域住民の安全を軽視しているとしか思えません。従い、P F A Sに関しても定期的に水質 (1回/1か月) と浸透水放流部付近下流における服部川堆積土壤 (1回/4か月) の検査を実施し監視していく事として下さい。

理由 (必須)

各地で廃棄物によるP F A S の汚染が確認され健康被害が社会的な大きな問題となっているため。

提出期限 : 令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ) (ア) 不明)

事業計画意見書

令和 6年 7月 30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気) (水質) 騒音・振動 (悪臭) (土壤) 地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

本事業を実施する区域は流量の少ない服部川の最上流部に近接しており、有害物が流出した場合、服部川の水や堆積土壌が高濃度で汚染される事が推測されます。そのすぐ下流部より生活用水や農業用水取り込んでいるため、健康被害や農業被害（米・麦・大豆や野菜が土壌汚染により永年にわたり作れなくなる）が発生し、中でも米は伊賀米ブランドとして人気が高く各地へ販売しており健康被害が広範囲となり、莫大な人災となります。従い、搬入される産廃物は100%安全であることを確保してもらわなければなりません。その100%の安全性 (有害物質が含まれていない、化学的反応により有害物質が発生しない、放射線汚染物が含まれていない)を確認・確保する完璧な具体的手段を提示して下さい。説明会や資料の内容では誰が聞いても見ても安心出来るものとは程遠いものです。

理由 (必須)

搬入される産廃物の100%の安全を確保する手段が見えないため。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・(ハ)・(シ)・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気) (水質) 騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

石綿含有産業廃棄物に関し、下記の内容についての見解を明示して下さい。

- ①搬入を予定している石綿含有産業廃棄物の詳細 (種類・耐薬品性・再発塵性など)
- ②石綿が浸透水に混じった場合の検出方法とそれの除去方法。
- ③自然災害などにより地表に露出し飛散する可能性及び露出した場合の処置方法。
- ④石綿含有産業廃棄物がレベル3であることを確認する具体的方法及びレベル1 & 2
が混入する可能性が絶対にないと断言できるのか。できるのであればその根拠。

理由 (必須)

石綿含有産業廃棄物の内容及び不具合発生リスク把握のため。

提出期限 : 令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6年 7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音・振動 <input type="checkbox"/> 悪臭 <input type="checkbox"/> 土壌 <input type="checkbox"/> 地盤 <input type="checkbox"/> 生物 <input type="checkbox"/> 景観 <input type="checkbox"/> その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

説明会資料の24ページに「事業地からの浸透水の流入量が少ないとから・・・水質に著しい影響を与えることは想定されません。」との記載があります。当然、当該地域における過去の雨量などを調査して判断されていると思いますが、具体的な数値で説明して下さい。

当該地域は、伊賀市では比較的に雨量の多い地域であり隣接する笠取山において遠くない過去に線状降水帯により時間雨量120mmを記録したこともあり、流入量が少ないという感覚がないのですが。

理由（必須）
浸透水の流入量が少ないとは思えないため。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6年 7月 31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所



氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (処分場閉鎖後の責任者の明確化)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

処分場閉鎖後に問題が発生した場合の責任と処理や補償をどうするかの説明がない
ので明文化して下さい。

理由 (必須)

処分場閉鎖後の責任の所在を明確化しておく必要があるため。

提出期限 : 令和 6年 8月 12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ・〇・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (計画の中止要請)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

本件事業は、地域住民の生活領域にあまりにも近すぎます。有害物質が流出すれば計り知れない莫大な人的被害や経済損出が発生する地域環境にあり、地域住民が日々心配し心休まることのない生活を余儀なくされます。地域住民の大半が反対している完全アウェーの中で、御社としてもその様なリスクを背負いながら強引に事業を運営していくことは心が休まらない日々になるのではないか? 有害物質が搬入され埋め立てられる可能性は100%無いと自信をもって言い切れますか? 言い切れるのであれば地域住民が納得できるその根拠を示して下さい。

言い切れないのであれば、今一度、本事業を行う地域の生活環境や住民の声などを調査・把握して、問題発生時に及ぼす社会への影響の大きさを熟考され、また、御社が被る代償(民事的、刑事的)を熟慮のうえ、その計画を中止するという英断を切に要望します。

理由 (必須)

本件事業はあまりにも生活領域や水源(服部川)に近く、有事の際の被害の大きさを鑑みて無謀な計画であると判断するため。

提出期限: 令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ア・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6年 7月 31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音・振動 <input type="checkbox"/> 悪臭 <input type="checkbox"/> 土壌 <input type="checkbox"/> 地盤 <input type="checkbox"/> 生物 <input type="checkbox"/> 景観 <input type="checkbox"/> その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

使用する遮水シートの耐久性能 (劣化性も含め) を教えて下さい。また、経年により浸透水が遮水シートを通過し地下水に流出する可能性についてはどの様に考察しているのか明示して下さい。

理由 (必須)
使用する遮水シートの性能や耐久性が知りたいため。

提出期限 : 令和 6年 8月 12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ・△・口・不明)

事業計画意見書

令和 6年 7月 31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (事業推進力)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

本事業に関して、御社が有する経験値・知識レベル・技術力・各種人材（検査員、水処理やその設備に関する技術者及び運転員、埋立を行う作業員、全体を総括する管理者など）の技量を明示して下さい。

理由 (必須)

本事業に関する企業としての総合力が心配であるため。

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・〇・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6年 7月 31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水処理施設に関する具体的な内容の説明会を計画して下さい。時期は今すぐでなくとも結構です。

理由 (必須)

水処理施設の内容を知りその安全性を確認したいため。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・六・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6年 7月 23日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input checked="" type="checkbox"/> 騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

BOD・COD・SSの水質予測について、下記の質問にお答え下さい。

①BOD・CODについて

地点1及び2で悪化する原因は何ですか？地点3では変化がないのは何故かを具体的に教えて下さい。

②SSについて

三つの地点とも変化しない理由を具体的に教えて下さい。

理由 (必須)

水質予測の根拠を知りたいため。

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気) (水質) 騒音・振動・悪臭 (土壌) 地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

大気・水質・土壤の測定に関して、不正がない事を証明するために御社と利害関係のない計量証明事業者認定を受けた企業・機関で行うようにして下さい。また、そのデータを定期的に伊賀市に報告して下さい。

理由 (必須)

大気・水質・土壤に関する正確な測定を実施し、企業の社会的責任として地域住民にその情報を公開することにより、生活環境が保全されているかを確認したいため。

提出期限 : 令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input checked="" type="checkbox"/> 騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

不具合の兆候を早期に発見しその発生を未然に防止するために、重要と思われる項目に絞り測定頻度を増やし傾向管理を実施していくという事も取り入れて下さい。

この場合は、費用を抑えるために内部にての測定でもOKと思います。但し、相関関係を把握しておくことは必要です。

理由 (必須)

不具合の発生を未然に防止するため。

提出期限 : 令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ロ・ハ・口・不明)

事業計画意見書

令和 6年 7月 23日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤 生物 景観・その他 ()

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

地盤の安全率に関して、地震の震度はいくらを想定したものですか?

理由(必須)

地震の震度をいくらで想定したのかが解らないため。

提出期限: 令和6年8月12日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分(イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6年 7月 30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (石綿含有産業廃棄物の運搬)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

石綿含有産業廃棄物の運搬に関して、どのような対応を行いますか?具体的に明示して下さい。

理由 (必須)

運搬における不具合防止の観点からその対応を知りたいため。

提出期限: 令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6年 7月 23日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音・振動 <input type="checkbox"/> 悪臭 <input type="checkbox"/> 土壌 <input type="checkbox"/> 地盤 <input type="checkbox"/> 生物 <input type="checkbox"/> 景観 <input type="checkbox"/> その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

地下水の調査を行わない理由として、「・・・施設の存在が下流地域の地下水等に影響を及ぼす可能性が小さいと考えられます。・・・」との事であるが、地域住民としては生活がかかっている重要な事項であり「可能性が小さい」では済まされない。「可能性がない」と言い切って下さい。言い切れないのであれば調査を実施して下さい。

理由（必須）

地下水への影響に関して不安が増幅したため。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・口・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画他	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (搬入車両による埃)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

搬入車両に関して、特に処理場からの退場時にタイヤ等に土が付着し道路を汚したり近隣住宅に埃として飛散する可能性はありませんか？あるのであればその対策を実施して下さい。 (対策内容を明示下さい)

理由 (必須)

搬入車両による国道・市道の汚れや埃被害が心配なため。

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

ページ8 (13) 交通計画

市道5087号は、大型ダンプに積載された荷重に耐えられる構造になっているんですか。

理由 (必須)

生活道路の機能が維持させることができるのである。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

ページ4 (8) 事業計画スケジュール②造成工事開始
伐採木や掘削土はどのように処理されるんですか。

理由 (必須)

造成計画が明示されていない。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ · オ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

ページ3 (4)

「産業廃棄物の処理施設において・・・」
建設現場から出る建設廃棄物であっても、分別されていれば受け入れされる
んですか。

理由（必須）

廃プラスチック類の配管材の接着剤は安定型産業廃棄物に該当しないのか。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 ~~6~~ 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

ページ3 (4)

「産業廃棄物の処理施設において・・・」

建設現場から出る建設廃棄物であっても、分別されていれば受け入れされる
んですか。

理由 (必須)

建設業者は信用できない。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ウ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顧 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

ページ5 (10)最終処分場の構造(埋立構造)
②集排水施設の設置の完成検査は、だれが行いますか。

理由 (必須)

業者任せでは信用できない

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭 土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

ページ5 ②展開検査場(埋立場内に設置)

「搬入された廃棄物は、処分場に設けられた・・・」

となっていますが受入車全車検査されるのですね。

返品、返車になった排出事業者にはどのようなペナルティー科すんですか

理由 (必須)

抜き取り検査では信用できません。
排出事業者の品質意識が分かりません。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · Ⓛ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気) 水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

ページ6 ※上記①②の補足説明の

この構造にすることにより、埋立地内部に水やガスが溜まらないように管理します。

となっていますが、どのように管理されるのかが分かりません。
ガスが溜まつたらどのように対処されるんですか。

理由（必須）

ガス検知方法が明記されていない。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

(11)④最終処分場の維持管理方法

「車上検査にて許可品目以外の混在、混入・付着がないか目視確認を徹底し・・・」となっていますが、目視以外の検査を考えなかつたのですか。

理由 (必須)

カメラ等の先端技術をなぜ使わないので不思議である。
検査技術は30年前も同じであると思う。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

(11)④最終処分場の維持管理方法

「車上検査にて許可品目以外の混在、混入・付着がないか目視確認を徹底し・・・」となっていますが、どのように徹底するのか具体策を提示してください。

理由 (必須)

作業員の目視・嗅覚感覚はどのように教育された方が配属されるのか分らない。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · オ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6年 7月 16日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意) [REDACTED]

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他（企業理念）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

① 産廃施設建設設計画について該当地域への事前相談をしなかったのは何故か。
全てが法的な処理で済まされるなら住民が納得できる法改正が必要です。

② 産廃施設の建設場所としてなぜ下阿波地区が候補地になったのか。該当地区の住民（服部川から取水して生活する者）が飲料水や農業用水などに使用している水が汚染されるのではないかと不安になることは企業として考えなかつたのか。

③ 産廃事業計画の概要に、社会的意義サステナブルな社会を目指すと掲げられていますが、もっともな内容であると思います。持続可能な社会を継続していくためには、人が健全な生活を維持していくことが最優先されるべきと考えます。企業側の事業計画の概要・理念などには、このことには触れていません。重要な事項です。

④ 産廃施設設計画の概要資料は、一見きちんとまとめられた資料のように見えます。事務的に処理された印象があります。例えば、水質検査の数値や施設が稼働した時の予想数値など、その内容はどこが保障するのか責任の所在がはっきりしていないので疑問であり不安である。このような企業には、日本における産業の安定した経済活動を支え持続可能な社会を目指すといったことを言える企業の資格はあるのだろうか、ないと考えます。到底、産廃事業を任せられる事業者でないと思います。

理由（必須）

- ① 法的（廃掃法）には、事前相談は三重県となっているようですが、原発の誘致に関する事でも住民との協議が行われているように、生命に関する事では同じレベルの問題である以上、住民への説明は事前に計画を進めていくのが当たり前のことはないかと思います。環境を重視する企業として住民への配慮がなさ過ぎます。人体に影響を及ぼす汚染水の流出など、想定外の事態が起こることも十分考えられます。私たちの生命にかかる問題であり、もし施設の建設が許可になれば未来永劫不安な日々を送らねばなりません。
- ② 産廃施設を建設しようとしている土地は、この目的のために土地を買収したものではありません。この土地は元々ゴルフ場を建設事業に準備された土地であり産廃事業を行うために適正な土地として準備されたものではない。遊ばせておきたくない土地だからという理由で、産廃施設の建設事業を行うのは、あまりにも下流地域の住民の生活及び生命を軽視しているとしか思えません。
- ③ 持続可能な社会を継続していくためには、それ以前に、私たちが生活していく上で必要不可欠な水を確保することは、もっともっと重要なことです。それを確保してからの維持可能な社会があると考えます。健全な生活を維持していくことが、最優先されるべきと考えます。
- ④ 企業側が調査測定した数値は、いくらでも改ざんできるでしょう。大企業でもデータの改ざん問題が発生している。事業の健全な運営にあたり第三者のチェック機関による保証システムの導入（例えば ISO 14001 環境マネジメントの認証取得）が必要不可欠だと思います。ましてこの計画は、人の生活生命に直接かかわることですからこの導入を考えもせずにこの事業計画を立てた企業の思想に問題があると思います。

次ページ（3/3）に続く

疑問と不信感

説明会に対する企業側の姿勢について

説明会の開催は、法に基づく手順で開催し実績を残せばという感じを受けた。

「会場の借用終了時間が来たのでこれで終了します」といい説明会は終了。まだ挙手をして質問しようとしているのを拒否し閉会。企業側が理解を得るために開催した説明会であるのに誠意は感じられなかった。日を改め説明会を開催するのが企業側のとする対応ではないのか。事務的に開催された説明会であることが見え見えである。

伊賀環境サービス(株)は現在従業員がいないとの事。社長一人の会社で最高責任者である社長が説明会に出席していない。質問には答えられない状況で説明会を開催したと言えるのか。コンサルティング・有識者（環境生活）の方が同席していたが何のため？必要でしたか。発言はありませんでした。（サンショウウオの生息の話のみ）

今回の説明会で確信したことは、このような会社に産業廃棄物の最終処分場を任せることはあり得ない。

不信感だけが心に残った。

説明会までの経緯で疑問に思うこと

三重県は、この計画についてどのようにして判断をして企業側に、計画を進めるよう指導したのか理解できません。下阿波地区の産業廃棄物最終処理場建設予定地は、服部川下流で生活水（飲料水・農業用水など）を取水していることを承知しているはずです。この産廃最終処分場建設計画の資料を綿密に確認しました調査を行った結果、今後のスケジュールを進めたのだろうか。

想定外の事態が起こった時、国や県市が対処するできる覚悟はあるのでしょうか。生命にかかる水資源をどのようにとらえているか考え方を聞かせて欲しい。

法的には中立の立場である県や市の担当職員は、説明会に参加しないとの事ですが、同席頂いて住民の考え方を聞いていただくことが大事ではないかと思います。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

事業計画意見書

令和 6年 7月 13日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

- ① 想定外の環境汚染（特に水質汚染）が発生した場合は、生活用水を服部川から調達している山田地域住民へ深刻な被害を与えるものとなります。起こりうるはずのないことが起こった場合の「危機対応方針」を地域住民への被害補償を含めて具体的にお示しいただきたい。御社だけでなく、親会社の株式会社ディリー社との連名での誓約書提出等で本事業に向けての覚悟をお示しください。
- ② 本事業完了（2033年8月閉鎖完了予定）後は、同近隣地（既存所有地）において同様の事業を計画実施しない旨の誓約書を提出いただきたい。

理由（必須）

- ① 福島原発事故のように想定外の事象が起つても、我々住民はこの地域に残るしか術がありません。親会社の経営理念である「自然環境に配慮」「地域社会に貢献」するためにも、地域に寄り添った方針をお示しいただきたい。
- ② 「生活環境影響調査」内に、事業計画地を含む服部川支流の流域の面積は約 550,000 m²であり、それに対して計画地内の埋立区域（土堰堤を含む）の面積は約 20,000 m²である。埋立区域が流域に占める割合は約 4%であり、施設の存在が下流地域の地下水位等に影響を及ぼす可能性は小さいと考えられるとあることから。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和6年7月20日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

河川も命の命線である河道は貴重な資源です。
みんなが安全で安心して暮らすことができるよう、
取り組んでいきたいと考えます。生活用水は命。

理由 (必須)

河川上流の事例では、一度でも発生すれば、
取り戻せばかかるといひています。生活用水は命。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和6年7月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水質汚染が第一に不安である。住民者にとっては
健康維持を望むところである。断固、反対です。

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和6年7月22日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

この度の産業廃棄物の処分場は中村地区にはじめ山田地区の水源の上流に設置されようとしていますから、良質の水道水の汚染が危惧されます。

計画を撤回せんく意見書を提出します。

理由 (必須)

汚染水の流失が危惧されます。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

三河川への流出による水質汚染、土壤汚染等
が懸念される。データの説明がありましたが、
汚染物質が含まれている可能性が高い様に
思います。

断固反対します。

理由（必須）

水質悪化、土壤、環境による風漬け作物が懸念
される為

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ウ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和6年7月27日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物) 景観・その他()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

最終処分場のごみが出す上に対する必要有りです。
しかし、生活をしているといつては、近くに最終処分場があるものが
不安全ではあります、生活環境への影響は著しいもので
す。環境を適正な標準に維持するにかかるところですか。
御社は民間企業であり、いつでも維持管理でありますか不安で
あります。永久的に維持管理を適切に行い環境を守れ
いけるのかあれば特に問題はないかもしれませんか?

理由（必須）

有害物質の流出、拡散の危険性をいつまでも無くすことが
できるのか不安です。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・〇・口・不明）

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他（事業目的）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

説明会資料 1-1 本件事業の社会的意義

- 埋立工法がセル&サンドイッチ方式であることについて

1)単に廃棄して覆土するだけの大規模災害を発生させる可能性がかなり大きい埋立状況であるのに、何をもって大規模災害に備える防災拠点となりうるのか。

2)26万m³もの廃棄物を埋め立てて放置するだけの事業について、何をもって豊かな自然との調和を図りながら持続可能な適正処理を確保するといえるのか。

3)近年の線状降水帯等予測できない豪雨にさらされて埋め立て廃棄物が流出する可能性が大きいのに何をもって安全で信頼性の高い処理施設といえるのか。

4)水道水源地に廃棄物処理施設を設置することがどうして地域との共生が図られる事業といえるのか。

理由（必須）

以上、基本的な事業目的が大きく矛盾しているため事業計画を認められない。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他（廃棄物検査）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

説明会資料 1-2 事業計画の概要(9)②

・展開検査場における検査方法等

- 1) 1日300m³もの産業廃棄物を50cm程度に敷き均し、検査員による検査で不適切な廃棄物を混入させないとしているが、どのようにして検査を行い判断するのか。
- 2) 将来不適切な廃棄物が混入されたことによる現象が判明した場合にその損害賠償を保証できるのか。

理由（必須）

検査方法が曖昧で不適切な廃棄物を排除できる説明が出来ていないので事業計画を認められない。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

安定型処分場の問題点 安定型処分場で埋め立て処分される産業廃棄物は決して性質が科学的に安定していない。安定処理物5品目の中には酸性雨などで化学変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくず、金属くずが含まれているのではないか

理由 (必須)

他地区の安定型処分場で有害物質の流出による汚染事故等多くの問題点がある。

提出期限 : 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ヘ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

今回計画の産業廃棄物処理場がもたらす自然環境や山田地区住民の健康、生活への影響が懸念されます。山田地区は区民がいつまでも安心して暮らせる町つくりを将来像とします。現在において合意形成なされていない設置計画に反対するものであります。

理由 (必須)

この計画は地域住民に対して農業経営や生活環境への影響さらには環境汚染や風評被害など計り知れない不安をもたらしている

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

将来ほんとうに我々の子孫まで含めて本当に安全なのかどうか、被害が無いのか？

処理場に持ち込まれる廃棄物の中に有害な物が入ってこないと言う保証が何もないと言う懸念がかなりある

理由（必須）

国も安定型処理施設の問題点を認識し他地区で多くの問題が起きており完全に
安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるから

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

完全に安定産業廃棄物5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であり安定産業廃棄物、5品目自体に性質が安定していないものがあると言う問題やあるいは有害物質の流出、拡散の危険性があることが危惧される

理由（必須）

産業廃棄物の検査において混入、付着については目視のみで臭いのある廃棄物は絶対に、埋め立てしないと言うことだが職員だけの検査では信用できない

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

伊賀環境サービス株式会社 御中

令和 6 年 7 月 8 日

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

私共山田地区の農産物生産者は上流で産業廃棄物の最終処理の施設を建設された方に反対致します。その施設の基準値が許されてもその下流の水を僕等は生産する者と、又飲水として使用している者にとっては大変危険な物であると思います。

理由（必須）

下流で生活する物にとっては、水俣病や福島原発の放射能被害の例に仄評被害はして何年も又一生生産物の生産出来なくなる為断固反対

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・口・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

説明員は疑問・質問は真摯に聞いていたと思う。ただ返答は全く聞けなかったと思う。
責任ある立場の人間の出番が無いので、返答出来なかつたと思う。
安定型産業廃棄物とは、有害物質・有機物などとの付着がなく、雨水などに汚染されても
変化を起さない廃棄物です」と有りが廃棄品名(石、鉱舎有機廃棄物を含む)
アスベストは有害物質ではないのですか?。又、雨水にさらされても変化を起
埋立地底板・側壁に黒水シートの施工が無い事に大きな不信感を抱いて
います。黒水シートの設置は最高限度の対応と考える。水道水源上流
であるとの認識が薄いのではないかと思える。

理由（必須）事業展開する権利は認めるが、そもそも水道水源と流水処理施設を
設けようとする事が理解出来ません。県内北勢部で産業廃棄物設置へ不法
投棄され、事業者不明なのが、その能力が無いのか、果たして代執行して
いる事例もあり、不安が大きくなっています。

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・②・ロ・不明）

事業計画意見書

令和6年7月 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水質保全による取扱いに關係する水稻、野菜、川魚など、災害による水質の悪化等、将来にわたって不安がある。よって、処分場の設置をしないようにしてほしい。

理由 (必須)

不安に感じて、それを無視しないでほしい。
假想する大都市の近郊に作られるのか。田舎を車を走らせる、

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

伊賀環境サービス株式会社 御中

令和6年7月22日

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・地盤・生物 景観・その他()

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

産業廃棄物処理場設置に反対します。

まず、産業廃棄物の安全性がどう担保されるかが不明。勿論、マニュアル
管理は、いかでると思うが、中身の信頼性が無いと思う。夜に、水質汚染が
発生しても居住を取り戻すには全く元に戻すことは不可能。流出すれば、水道と
は、勿論、農作物への影響も多大にある。加えて、設置後の伊賀本江川
がどうへん因縁があるかも想定する。
次に、業者の信頼性があり。HPE強調して看板500万とあるが、組織、規模等
不明。ISO14001の取得も不明。

理由(必須)

たぶん、設立者は、確実に流出防止策を講じていると言っているが、これに技術的
に確実性を担保出来るから大至の見ゆに思つ。流出しかねば、もとより。
これから世代のためにも、危険性を排除出来ない産業廃棄物処理場下、不必要である。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · オ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(太気)・(水質)・騒音・振動・(悪臭)・(土壤)・(地盤)・(生物) (景観)・その他 (<input checked="" type="checkbox"/>)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

本来、美しい木で作られ、木道を使用している。それに産業廃棄物処理場をつくるとは絶対に反対である。

どうりだのは、デリー社が説明しているが、伊賀環境サービスの会社はデリー社へつくらもの。社長が「ないわけだ」さらに伊賀市高額にある土キニコ農業も同じ会社しているとある。

理由 (必須)

伊賀市下阿波地区の環境を悪くするだけ。
反対である。今までこんな悪い会社はない。

提出期限 : 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ · ヘ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

服部川流域で生活をする人々の命を守る水道水、農業用水として利用している大切な水の水質と生物、景観の保全のため、先人達が命をかけて植林等を行い良い水と山林の保護をして来たものを破壊する行為である。

理由（必須）

自然災害（東南海地震等）など今後起きる可能性が心配されている現在において、産廃計画箇所も被害に遭う恐れもある。当施設は基準を評価されるとても完璧（現世には完璧なものはない）なものでは無いと考える、この流域に住む住人としては水質汚染や搬入車両の増加による排気ガス、交通事故の増加等々未来永久にわたり、被害の恐れに遭うことになるようなものには同意できない、大反対である。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

伊賀環境サービス株式会社 御中

令和 6年 7月 2日

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

人間一帯大津が食文化の流れに産業廃棄物の
廻り場を替へるのはいかががかな?
街の先はいいかもで2度目すると街が著しく
され、子孫の代になると大変危険になると思ふ
どんな物を搬入するかはつきりとめてほしい

理由（必須）

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・〇・口・不明）

事業計画意見書

令和6年7月30日

伊賀環境サービス株式会社御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第2-1条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社代表取締役岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

臭いはほとんど出ないと説明書ではあるが、出る事には違いはなくそれは悪臭であることも視野に入れて対策設備を導入すべきではないか。また埋めている以上、永久に出る可能性があり恒久的である必要がある。

理由（必須）

生活環境で不快だと感じるのは臭いからです。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・〇・口・不明）

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第2-1条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社代表取締役岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ 土壤 ・地盤・生物 景観・その他()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

埋立後のことではあるが、埋立が永久であるが故に水質、悪臭、土壤等の生活環境を侵害してくる可能性は無いとはいえず、特に谷に埋立などは平地に穴を掘って埋めるよりも崩れる可能性はあると思います。近年の気候変動で集中豪雨が多発し、永久である埋立ならば崩壊が起きる可能性もゼロとは言い難く、起きれば生活環境への被害が甚大と予測されますが、この事業計画は埋立後のことと永久であることを念頭に置いた計画ですか？

理由（必須）

我々、子孫それが連綿と続くサイクル(永久)であるから、
恒久な対応してもらわなければ生活環境として対等ではない。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ　・　⑧　・　口　・　不明）

事業計画意見書

令和 6年 7月 31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

- ・水質検査等で基準値を超えた場合、事業をストップし、対応を考えるとあるが、その場合どのように対応するかを示すべき。

理由（必須）

- ・基準をこえた有害物質が検出されて、止めたとしても、水道水や農業用水として使用しているものが突然使えなくなったら生活できない。その際どのような対応となるのかわからぬまま、事業の開始は納得できない。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6年 7月 31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

- ・水質検査や搬入内容物の検査など、事業者内部ではなく、公平な立場のところかもしくは住民側が推薦する検査機関等が実施し、公表するべき。

理由（必須）

- ・内部で検査していては、信用が得られない。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ウ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6年 7月 31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物) 景観・その他()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

- ・国道の廃棄物運搬時には、積み荷が密閉された状態で運搬するべきである

理由（必須）

・どのような廃棄物が入っているかすべてのものを公平な立場の人がチェックすることは難しい。しかし、1日何十台もトラックが通る脇で畑を作っている人たちがいて、野菜を口にする。浮遊する可能性のあるアスベストや有害物質が飛散し、命を脅かすことがおきてはならないため。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6年 7月 31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()
意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）	
・最終、事業終了後の跡地の活用として防災拠点とはじめに書いてあり、そのように読み上げていたが、跡地活用についてはまだ決まっていないと発言されていた。実際はどうなっているのか。	
理由（必須）	
・書いてある防災拠点は何を意味しているのかわからない。	

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他（風評被害）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

- 安定型産業廃棄物最終処分場からの汚染水により「水道水」や「農業用水」が汚染され、住民の健康に深刻な被害が生じる恐れがあると共に、主要農作物である「伊賀米」に対して「風評被害」が発生し、農業生産者に深刻な被害が生じることが大いに懸念されることから、「安定型産業廃棄物最終処分場の建設」には、絶対反対です。
- 安定型産業廃棄物最終処分場から汚染水が漏れ出す事は「絶対無い」と説明があったが、本当にそう言い切れるのか甚だ疑問です。現実に国内の各地で汚染水流失に係る裁判が行われており、説明を信用する事が出来ない。「水道水」や「農業用水」の汚染が大いに懸念され、このような所に子や孫を将来に渡って住まわせる事は出来ない。地域のイメージダウンになると共に、安心安全な生活環境と良質な農地が失われる事が大いに懸念されることから、「安定型産業廃棄物最終処分場の建設」には、絶対反対です。

理由（必須）

- 現実に各地で、安定型産業廃棄物最終処分場から汚染水が流出する事案が発生しており、また日本弁護士連合会からも「安定型産業廃棄物最終処分場」に対する意見書が出されていることから、事業者の説明は全く信用する事が出来ない。
- 住民説明会に事業会社の代表者の出席も無く、地域住民に対する「誠意」や「思いやり」が全く感じられない。この様な事業者を全く信用する事が出来ない。

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（イ・ロ・ハ・口・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

反対します。

理由 (必須)

川下でお米など生産しており風評被害。
おせん水、処理水などから水質が悪く。

提出期限: 令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

伊賀環境サービス株式会社 御中

令和 6年 7月27日

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他()

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水が汚れるのが困ります。

理由(必須)

提出期限: 令和6年8月12日(事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分(イ・〇・口・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

- ・ 下流域への水質汚染
- ・ 地震等、天災時に倒壊した場合の被害。
- ・ 駅あなたの住んでいる戸町(白良)の横に作ったらどうですか、

理由（必須）

- ・ 水のきれいな村でいい
- ・ 農産業への被害。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・⑥・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水が汚れるのはいやだ。

理由 (必須)

人体がしみたい。

提出期限 : 令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質) 騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

安定型産業廃棄物最終処分場からの降雨等による有害性のある物質の放出 ~~による~~

(令和 6 年 7 月下旬の秋田・山形県等の豪雨による自然害
が当該地域に発生した場合を含め、

理由 (必須)

人体・動植物への有害物質の積年の影響

提出期限 : 令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄 : 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

- 生活用水の汚染 特に飲料水の汚染
問題が起るかどうかは違ひ、
- 農作關係、産廃処分場下流域で栽培
された伊賀水（特にアヒル格付）の
風評被害

理由（必須）

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・口・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

淀川、木津川の最上流である伊賀川のすぐそばに
産業廃棄物の処分場を作れば万が一の事故発生時は
その影響は甚大であると容易に想像出来る。
汚染はないと言えども絶対安全との保証はない事
の事が起きたらでは塗りのこの処分場を作るのには
絶対反対です。

理由（必須）

処分場の立地条件が悪すぎる。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・⑥・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>本質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

生活用水、地下水にも関係します
やめて下さい。

理由（必須）

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・⑥・ロ・不明）

事業計画意見書

伊賀環境サービス株式会社 御中

令和 6 年 7 月 27 日

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

○ 水質汚染や環境に悪影響を与える。

理由（必須）

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6年 7月 30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他(衆生)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

、本件の産業廃棄物又は施設建設に反対の立場です。

令和6年6月12日放送のNHK番組「クローズアップ現代」で紹介された岡山県吉備中央町で水並木に「PFAS」（有機フッ素化合物）が高濃度で検出されました。岡山県は全国的に実施の指示を受けました。自然環境としてはこの土や大山田川は、JR新幹線の水路を飲料水として、主に伊賀米（特A）の生産に使用されています。人体への影響、特に伊賀米への影響はまだの影響が懸念されるところです。以上より建設は許されない。（絶対反対です）

理由（必須）

地元説明会での担当者（大城氏）の回答は全く不協和的、誠意の感じられませんでした。またこの事業日に岡山市役所では令和3年5月設立の事業実績なく、正にペーパーカッペーである。元一級工事監修の登録はない（存在しない）と答えていました。在長不在の説明会であり、誠意の感じられません。被体土砂等何とかしてお問い合わせとの住民不在の説明と答えたと得られました。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・八・口・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波宇高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

安定型最終処分場の1割から汚水が流出していると
いう報道がありす。埋め立地に有害物質が混入したら
すぐに土壤汚染、地下水汚染につながることになりす。
専門検査や水質検査は定期的に実施する上が必要
だと考えす。ニチニチ製薬さんも、同じグループ会社と
いうことで実施は可能だと思ひます。

理由 (必須)

自分としてこのことはコミは自分で処理をすれば
常識ではあります。伊賀にまで持ってきて必要な事はない。

提出期限 : 令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ . オ . ロ . 不明)

事業計画意見書

令和6年7月28日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他()

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

服部川は大山田地区を流れ、その下流に水源地がある。大山田地区に住む人だけではなく、木津川に合流し、重要な水資源である。土地を取得したりと、汚染源となりうる、産業廃棄物最終処分場の建設を今やすと許されはならない。
断固反対する!

理由(必須)

過疎が進みつつ地域に住む者にとり、緑多き山里、安心して飲める水、広々と延びる田畠は、何にも増じて自慢のものであり、続いといつもらいたい宝である。

提出期限: 令和6年8月12日(事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分(イ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和6年7月13日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

伊賀市立後区の人々は、昔から地下水を利用しています。しかし、それが汚染されると大変になります。現在では地震や台風等が起きたときの安全のために飲める井戸に対して指定されています。

- 一度汚染されると、二度と戻りません。取り返しがつかなくなります。
- 汚染水と飲まされる子どもや孫、ひまごの姿を見てくはありません。

理由 (必須)

人間の健康被害が考えられるから、秧ヶ谷川処理せねばならない。

断固反対する。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ヘ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

中村～広瀬間は頃宮断層という活断層がある所です。この様な所に産廃最終処分場をつくるというのは、常日頃から水質、土壤汚染が心配されますが、万一土砂崩れがあった時は取り返しつかない事になります。辰巳以上の理由で建設は絶対反対です

理由 (必須)

水質・土壤の汚染

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

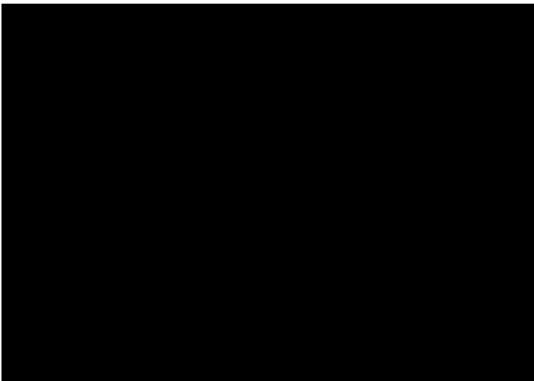
会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

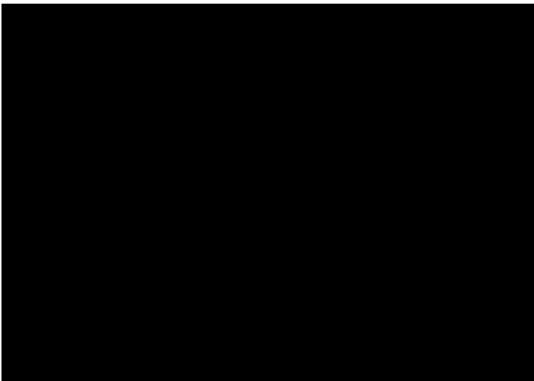
令和 6 年 7 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

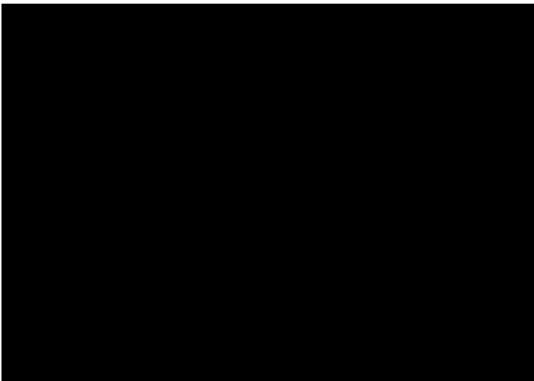
住所



氏名



電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水質について、現在問題となっているPFAS(有機フッ素化合物)に対する対策が、本事業計画書には、一言も述べられていない。
よって、本事業計画には反対する。

理由：報道によると、環境省が定めた水道水の基準値以上のPFASが検出されている事例が、東京多摩地区をはじめ他の地区で報告されている。

PFASは、金属メキシ液等に含まれてあり、自然界では分解されず、土壤に堆積する事で、長期間残存し、徐々に析出し、水道水に含まれ、人体への影響に及んでいる。

理由 (必須)

以下のようにいえば、この水を水道水として使用するので、死活問題であると考へざるを得ない。
よって、本事業計画に反対するのである。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (風評)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水田における木質の不安。
大雨などにより土砂崩れなどがあった場合。
下流への土壌や水質の影響は無いか。
下流地域の稻作への風評被害

理由 (必須)

下流地域に住んでいて、米の生産をしている為

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (安全について)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

基本的には安全か？安心か？確保できるのかどうかが問題だ
と考えます。当然作る側としては安全ですとか答えられればですが
これから（未来構創）があるかどうか私は心配です。
メリットとデメリットの関係もあると思いますが、もと
説明することも大切だと思います。21世紀は女性の時代
沢山の意見を聞くべきでは…と考えます。

理由（必須）

自分の大切なふみさとを、安全な生活を守りたいから。
未来の子ども達に安全をのこしたいから

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・八・口・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

自然環境、生活(今後の影響等)、悪影響が懸念されました。

- ・ 脱却以下流への汚染水として川へへの影響、
- ・ 水道取水への汚染不安、川の中の生物(オオサンショウウオ・魚等)
への影響
- ・ 伊賀米としてのブランドに対する風評被害
- ・ 業者に対する事業取組、組織性が不明確、

理由 (必須)

- ・ 予測の代への影響が非常に大きい面であります。
- ・ 自然体系の変化が不安。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

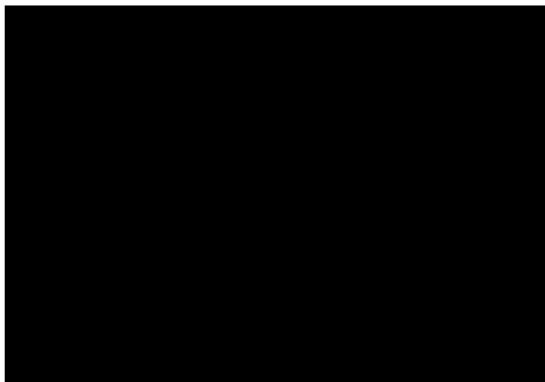
会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

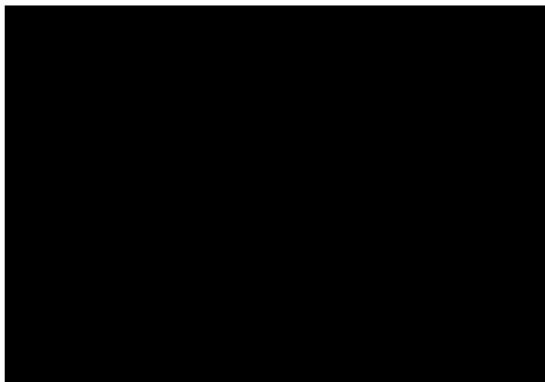
伊賀環境サービス株式会社 御中

令和 6 年 7 月 28 日

住所



氏名



電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

水源の上流に産業廃棄物場とはあつてはならないです。
淀川の源流、水質汚染につながります。
風土、地質が清らかな土地です。流れ出でるであろう汚水
(いろんな所で聞かれます)

理由（必須）

自然豊かな伊賀のこの水源の上流に廃棄物場が立たれ
水、土の汚染が心配されるため

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水質について、現在問題となっているPFAS(有機フッ素化合物)に対する対策が、本事業計画書には、一言も述べられていない。
よって、本事業計画には反対する。

理由：報道によると、環境省が定める水道水の基準値以上のPFASが検出されている事例が、東京多摩地区をはじめ他の地区で報告されている。

PFASは、金属や液体等に含まれてあり自然界では分解されず、土壤に堆積する事で、長期間残存し、徐々に析出し、水道水に含まれ、人体への影響に及んでいる。

理由(必須)

川下の我々にしづかば、この水を水道水として使用するので、死活問題であると考えざるを得ない。
よって、本事業計画に反対するのである。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

過暖化により各地で異常気象になり、

土砂くずれ等の天災が発生しており、処理場にも被害が起り、汚染物質の流出により環境に悪い汚染物質になり

生活に悪い影響が出ています。

理由 (必須)

問題があるは飲料水たれづかく、農作物(主に水田)に被害を受けます。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ 本質 ・騒音・振動・ 悪臭 ・土壤・地盤・生物 景観・その他 (交通障害)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りります。)

どのような産業廃棄物があり、木材、石材、金属類、廃油、生ゴミ、...

最終処分施設とは、どのような施設なのか、埋立、焼却、瓦砾、....

持ち込まれた廃棄物の分別はどうするのか。

一日当たりどのくらいの量が搬入されるのか。

現在でも国道163号線は大型トラックやダンプカーが通行にあり

交通障害に向かはならないのか。

地域住民が立入検査ができるのか。

!!3か

理由 (必須)

上記の問題への解答を知りたいため

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

伊賀環境サービス株式会社 御中

令和 6 年 7 月 29 日

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

- 対象外の廃棄物 (有害物質) の混入を 100% 防ぐ設備としてほしい。
- 全検査結果、異常発生時の状態は即時無条件公開を希望 (契約事項と) する。
- 異常発生時の処置は事前に取り決めて対応時間の短縮をしてほしい。

理由 (必須)

水質汚染の発生を将来にわたって 100% 無くすることは必須事項である。

提出期限=令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

飲み水、水田、生物、目に見えない物まで含め、川の水質
に影響します。

最初は、それ程影響が無くても、地下に蓄積され、
それが何年、何十年で高濃度の汚染になる事もあります。
そして健康被害に及ぶこともあります。

これからも、子ども達にも、今の環境を残してあげたい、

切に願っています。自然を大切にしてきた住民として反対します。

理由 (必須)

提出期限 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · 〇 · ロ · 不明)

事業計画意見書

伊賀環境サービス株式会社 御中

令和 6 年 7 月 28 日

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

建設反対です。

最終処分場に降った雨は、汚染され、雨水へ流入します。まことに、その汚染された水を使用し稻作をすることとなります。

理由 (必須)

稻作について、風評被害が生じ、精神的苦痛となります。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者までに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()
意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
P1 (1-1) 「大規模災害等に備えるための防災施設」として →非常に有意義とは、具体的にはどういったですか?	
P6 (11) 「最終処分場の維持管理方法」 →水質検査測定は専門機関に委託してほしい。	
P13 「生活環境影響調査結果について」 →「PFAS」について項目に追加してほしい。 米・野菜の国許被害の対応は?	
P22、24、28、「生活環境保全水準を満足すると評価」 →専門機関の評価は?	
理由(必須)	当地域や子孫のために不安を払拭し現状の 環境保全のため意見申します。

提出期限：令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分(イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 ろ 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

①水質予測の NO.3 地点では現況と同等の数値が示されており、予測水質はデイリー社の過去資料の平均値によっていますが、浸出水の水質は、降水量・埋立廃棄物量・季節（雨期乾期）等で変化するものと思います、過去資料でも BODCOD ではほぼ最大値であることから、予測は最大値で計算するものと考えます。

ここで SS は 33 mg になっていて基準の 25 mg を超えているこれはいいのか。

②水処理施設を考えているようですが、流入水と BODCODSS の処理能力をどのように計画しているのか、またこの施設の耐用年数は、施設の更新はありますか。

理由（必須）

下流住民として放流水質は、未来永劫現況に同等と考えているが、全く他所からの廃棄物処理で豊かな自然を壊されることに同意出来ません。

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) この計画地は、山田地区水源地の上流に位置していることから、 地震や事故等により一旦不測の事態が生じた際には、浸出液の 未処理水が流れ出すことも予想され、下流給水区域の水環境への 不安を抱かざるをえません。農業用水についても同様であります。 国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息も確認され、 子孫に残す豊かな自然環境を守るために、また、伊賀米や野菜の 農業における安全性を確保するため関係地域住民として意見します。	
理由 (必須) 上記により 計画反対	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ · ⑥ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

- ・アスベストを搬入する運搬車からアスベストを含む粉じんが飛散するが、どのように対応はしているのか?
- ・長雨や大雨時、浸出液の量が増えた場合にも問題なく対応できるのか、どの程度の雨量を想定した設備なのか?
- ・他の最終処分場の事例を見たりると開園後10数年で周囲が発生している事例が後続あり、このよう事態に対応してもよろしく御社も子会社ではなく、親会社で事業を行って頂きます。

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

- ① PFAS の検出により 岡山で水道水が飲めない問題がでているので 国の対応が明確となるのを待つべき。
- ② 川越で 20 年前に埋めた石膏ドドが原因でかねて硫酸水素様の物質が三重県にまで漏れ出る調査を待つべき。
- ③ 有機物付着は受け入れないとあるが、石線ストリートは 2 つの付着があるし カラーベストの塗料は有機塗料である 説明を合っていない。
- ④ 他府県からまた三重にやってくるのか、伊賀にも市の処分場はある

理由 (必須)

- ・ 上記問題が懸念されます。
- ・ 自然は自然のままでいい。

提出期限 : 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ · · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

廃棄物をセル方式及びサンドイッチ方式で処理し、汚水は処理後完全に処理し服部川に放流するとあるが事故が起き、不敵な物質は水に混ざった場合は、除去が出来ない。よって安定型産廃処理分場を川上に設置することは、絶対反対する。

理由 (必須)

設置に対して絶対反対理由
浸透水・地下水等に悪化が認められた場合は・・・・とあるが
それではすでに放流された水はどうなるのか。
事故が起きてからでは、手の打ちようがありません。
不純物は目視検査では発見できません。

提出期限 : 令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

業者の取り組み姿勢について、疑問を呈する。

理由（必須）

説明者が回答できない。今からこのような責任のない会社の言う事
事態信用できない。

- ① わが社が委託されました。ではどこまで委託されているのか。
即答できない社員を送り込み、納得しろとは、無理な話。
- ② 今回は計画を立て直すなり、別のところで交渉したらいいかですか？

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・◎・口・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質)・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

水質汚染の発生から処分場設置に反対する。

理由（必須）

長期にわたる安全性の説明会が納得出来ずいた。

水量の少い、源流河川域での汚染物質流出発生は、直下の

農業用水取水、数キロ下の上北用水に不安を感じる。

当該立候の為、ペーパーカードの長期存続の可能性に大変懸念がある。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・〇・口・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

7月13日(土)、長くて空港を説明を聞く、次の如き意見を出します。
当日行われた説明は、当地域の生活環境上危険極まり
粗悪な計画であると断ります。従って、計画中の意見です。

理由（必須）

当地域の将来において、不健全な計画を推進
するには反対である。山紫水明の里山を微細も汚さ
なければならない。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・④・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

理由 (必須)

大気・水質・騒音などさまざまな問題が最初はないと見え
ましたが、ついでまさかの問題が生じると見えます
この点で反対します

提出期限 : 令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

2月まで

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気) 水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

1. 排煙処理レーダイオキシン対策又、排水処理を敷地内
貯留池を設置するか否か？
2. 敷地内は軟岩地盤で施設内の荷物が地盤に浸透
し後の地下水に影響があるかないのか？

理由（必須）

1. 日常、空気を吸う事で生きているが、空気純度はそれが地球
全体の亞熱帯化が進行する為。
2. 農作物に影響を及ぼす為。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 年 月 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者 の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水質汚染による水田の収穫の影響、健康被害
の懸念

理由 (必須)

土壤変化による悪臭、水質の変化による生物の環境
変化。

提出期限: 令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · オ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・ <u>振動</u> ・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (<u>過積載</u>)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

- (1) 事業計画書(R3)に記載③埋立量日安: 約300m³/日、
 ④搬入台数等: 1日平均20台(最大30台)4t~10t車と記載
 されますが、コンクリートがらの単位体積重量 1.480 kg/m^3
 を計算すると、4t車で 2.7 m^3 /台、10t車で 6.7 m^3 /台となり
 埋立量日安の 300 m^3 /日より、4t車だと111台/日、10t車だと
 45台/日必要となります。算出根拠を示して頂きたく
 (2) 産業廃棄物処理に関する常識 (参考)(別添)

理由 (必須)

- (1) まずは搬入予定地、搬入車両の重量管理等について
 の記載が行われるよう、過積載での運行が
 防止される

提出期限: 令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ② · ロ · 不明)

説明会における意見（R6.7.14説明会より）

- 1 風評被害として廃棄処分場が隣接している事自体商売上敬遠される。保障問題である。
- 2 農業に従事している地域住民が築き上げた伊賀米ブランドの汚点となる。
- 3 水質汚染・土壤汚染・大気汚染を100%防止することは無理。
安定型産廃処分場は安全というが汚染される可能性がある。
操業したら水道水源が汚染され健康被害をもたらす。裁判でも認められている事例あり。
- 4 オオサンショウウオの生息地域に建設は不可では。
- 5 事業計画会社の実態が不明

伊賀環境サービス(株) 設立：R3 所在：大阪府東大阪市

説明会には当該会社の職員は出席ゼロ → 委託業者1名 他関係者2名

本来、社長も出席して説明するのが筋、地域住民を何と思っているのか。

今回の事業の為に設立された会社であり事業が終わったら解散するのではないか。

もし汚染等が発生したら責任はだれがとるのか。

- 6 計画している処理場の面積は、事業計画会社及びグループ会社が所有している土地の一部
であり、完了後次々と拡大していくのではないか。
- 7 事業計画書の内容について

「各段階で検査します」とあるが検査の実施に当たって内部の検査員では信用できない。

目視確認とあるが見えない・臭わない有害物質もあるがどう確認するのか。

環境ISOの認定も受けていない会社ではダメ。

必要と思われる検査が多くなされていない。再検討すべき。

キーワードを入力



トップ 運報 ライブ エキスパート オリジナル みんなの意見 ランキング 育児
主要 國内 國際 経済 エンタメ スポーツ IT 科学 ライフ 地域

マイページ 購入履歴



トピックス一覧

■ 速報 3人流される 大阪市の淀川でボート転覆 30代男性行方不明 2分前

産廃処分場そばを流れる水が『卵の腐ったような臭い』 住民は「川や井戸水が不安」行政は… 広島・三原市

7/11(木) 18:33 配信 □ 22 ● ●



TSSテレビ新広島



広島ニュースTSS

広島県三原市本郷町では産業廃棄物の処分場周辺に暮らす住民が不安を募らせています。最近になって特に目立ち始めたという異変を追跡します。

【五十川 記者】

「何か泡立って水が流れているのとは違うような水の泡の立ち方です。ちょっとですね上流のほうからはですね。硫黄のような臭い…卵の腐ったような臭いが流れてきていますね」

水路を流れ出る白っぽい泡。

これは三原市本郷町の産廃処分場のすぐそばを流れる水です。

周辺は時間帯によって独特の臭いが立ち込め、住民による簡易検査で法定の基準値を上回る「汚染」が検出されました。

【地元住民・岡田 和樹さん】

「ここまでになるのは初めてで、あれ、ちょっとあそこに泡みたいのがちらちらと」

【三原市担当者】「溜まっていますね」

【地元住民・岡田 和樹さん】「濁りが出ていますね」

上流の処分場の池には、濁った水と共に黒っぽい物質が浮かんでいました。

9日、住民からの要請を受け市と県の職員が相次いで現地調査にやってきました。

マイページ 購入履歴



トピックス一覧



実は、体の中の余分な糖がタンパク質と結びつくと「AGES」という不調の原因物質が生成されます。
あなたの疲れが「AGES」によるものかチェックしてみてください。

○ 第一三共ヘルスケア



実は、体の中の余分な糖がタンパク質と結びつくと「AGES」という不調の原因物質が生成されます。
あなたの疲れが「AGES」によるものかチェックしてみてください。

○ 第一三共ヘルスケア

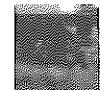
アクセスランキング (中国)

1 突然スマホに届いた領収書「見知らぬゲームに課金17万円」「Apple ID」乗っ取られたか 番組スタッフも被害 “不正利用”の実態と対処時の“落とし穴”



RCC中国放送 7/14(日) 14:02

2 女児の下半身と触りながら撮影…塾経営者の男(50)起訴内容認め
る 広島 HOME広島ホームテレビ 7/16(火) 11:35



3 大学の体育館に侵入し18歳女性の靴を盗んだ疑い 岡山市の会社員の男(37)を逮捕 密認を否認【岡山】



OHK岡山放送 7/16(火) 11:58

4 不登校減にも期待 全国で広がる学級担任「チーム制」児童「相談できる先生増えた」



中国新聞デジタル 7/16(火) 6:50

5 大学の体育館に侵入し女子学生の靴を盗んだ疑い 会社員の男(37)を逮捕 「大学に行っていない」と否認 岡山市



KSB蒲戸内海放送 7/16(火) 12:20

「ダニが増える時期…」置くだけでほぼ0匹

【地元住民・岡田 和樹さん】

「これはもう公害。明らかに公害なので、法律で規制をきちっとできない公害なので新たに（対策を）やっていただくしかない」

PR ダニコロリ



広告 ◎×

広告 ◎×

住民は「水質が悪化した」と訴えていますが、現在までに県の調査で法令違反はありません。

【地元住民・岡田 和樹さん】

「（処分場の）中には入れないんですか。県でどうにか…今（臭いが）きついですね。これは明らかな異常というか」

【県担当者】「それは確認してみないと分からないので」

【地元住民・岡田 和樹さん】

「問い合わせるつもりはないんですが、あまりにもこういう状況になってしまって」

【県担当者】「お話をもうこれ以上できないので、申し訳ないですが」

三原市本郷町の山間にある民間の産業廃棄物最終処分場。

2022年9月、東京の事業者によって段階的に稼働が始まりました。

本郷最終処分場は安定5品目と呼ばれる「廃プラスチック類やゴムくず、金属くず」などを埋め立てる「安定型」に分類され、有害物と有機物が付着せず環境への影響が起きないことが前提となっています。

ところが、去年7月県に「設置許可」の取り消しを求め住民が訴えを起こした裁判で、広島地裁は「調査地点や判断に看過しがたい過誤、欠落がある」などとして県に設置許可の「取り消し」を命じる判決を言い渡しました。現在も、その控訴審は続いている。

毎月3000トン前後の産業廃棄物が処分されますが、有害物質が混ざらないよう、「展開検査」と呼ばれる中身の確認を終えた廃棄物だけが埋め立てられることになっています。

ただ、取材中、独特の異臭も漂っていました。

【地元住民・岡田 和樹さん】

「抜き打ちでこういう状態を把握しないといけないのが、ずっとできていない。いくら通報しても、この中にきちんと立ち入ってこの現状を見ていないので、管理監督をする執行権がある。県がそれを怠っていると言わざるを得ないです」

11日、最終処分場の設置を許可した県に、場内と池の映像を見てもらいました。

すると…

【県産業廃棄物対策課・波谷 一宏 課長】

「こちら（池）については現地へ直接行って状況を確認したいと思っています」

Q：映像を見てということですね

「まだこういった状況は、県の職員も（すべては）把握できていませんので、自然現象が要因でこういった状況がなっているということも考えられますので、それも含めて一体どういうものなのかというのはできる限り調べたいなど」

一方で専門家は、処分場の池自体には水質基準がなく、規制することができない法律の抜け穴も指摘します。

【県立広島大学 生物資源科学部・西村 和之 教授】

「（処分場からの浸透水は）地下水に行くのであれば地下水に行くであろうし、雨であら

「ダニが増える時期…」置くだけでほぼ0匹

ダニコロリ

動画アクセランク (地域)

1 議会中にスマホゲーム 宮城・大河原町議（7歳）が謝罪 議会見学の小学生6年生が目撃
knb東日本放送 7/16(火) 11:51



2 妻の体を殴るなどの暴行を加えた疑い 66歳の夫を逮捕 息子からの通報受け救急隊駆けつけるも妻の死亡を確認 『新潟』
TeNYテレビ新潟放送 7/16(火) 11:12



3 「助けてくださいって声を出して…」亡くなった1人は米軍人と判明 六ヶ所村の会社員（20）は重傷 青森・三沢市3人死傷事故
A TV青森テレビ 7/15(月) 19:14



4 博多駅前ストーカー殺人事件 懲役20年の1審判決が確定 寺内進被告も検察側も控訴せず
RKB毎日放送 7/16(火) 9:24



5 【博多ストーカー殺人】検察・弁護側ともに控訴せず 懲役20年の1審判決が確定 福岡
FBS福岡放送 7/16(火) 9:32



PR 「ダニが増える時期…」置くだけでほぼ0匹
ダニコロリ



広告 ◎×

あわせて読みたい有料記事

PayPay残高使えます



本当に効果のある「浄水器」は？
煮沸も効果ナシ「水道水のPFAS汚染」
から身を守る「必読マニュアル」
ディリー新潮 7/11(木) 11:10

われたものが、そのまま表面であったり、土の中を通って流れ出たとしても、下流側に相当するところに調整池があったとしたら、そこに入り込む、そこに対しては何も制限がない」

水道が通っていないため、川の水と湧き出る井戸水が人々の暮らしに直結します。

【日常生活に井戸水を利用・飯田 純子さん】

「だんだん、今年になってひどくなりますよね。この川が。だから、いつまでこの水で生活できるんじゃろうかという…川で洗い物をしたりしていたんですよ。野菜を洗ったりしていましたんですけどね。もうそれもできないし、本当に情けないですよ」

周辺は、今年5軒の農家が作付けを諦めました。

すぐ横を流れる農業用水が濁り、臭いを発するためです。

地中深くの井戸水を田んぼに引いていますが、農業用水を使わなければ水量が足りず土が枯れたようになっています。

【地元住民・岡田 和樹さん】

「本来、安定型の処分場には汚染物、有害物質が入らないということになっているんですけど、すごい臭いと、この泡だったり、濁りがずっと異常な臭いが出るので、それは元々なかったものですので、日常的に出ているのはすごく大変なことだと思いますね」

最終処分場の事業者はTSSの取材に対し「担当者がいないためコメントできない」としています。

専門家は、そもそも処分場に持ち込む廃棄物を精査する大元の「展開検査」をきちんと実施していれば通常、環境への影響は起きないと指摘します。

【県立広島大学生物資源科学部 西村 和之 教授】

「行政も結局法律で動いていますので、許認可の話でいけば書類が届けば、当然許可せざるを得ないというのも事実でしょうし、逆に違反行為があると明確に認められれば、それは最終的には運営をやめなさいということまでの指導はできる立場ではある」

<スタジオ>

実際に起きているこの異変と、この産業廃棄物処分場との因果関係というのは明らかになっていないんですが、ただ住民の皆さん的生活に影響が出ているというのは、これはもう紛れもない事実のようです。この設置許可を巡る控訴審も続く中で、立地する三原市も「水源保全条例」というのを制定して、今年10月以降、市が設定した排水の目標値を守るよう、今までより主体的に調査をしていくということです。いずれにしても生活に大きな影響が出てきますから、一刻も早い原因究明が待たれます。

広島ニュースTSS

◎記事に関する報告

この記事はどのMTRがでましたか？
リニア・モード・モード▶ 学びがある わかりやすい 新しい視点

【関連記事】

安芸高田市「どう喝」訴訟 石丸伸二前市長は最高裁に上告 「どう喝なかつた」認定不服 市は上告断念

男子大学生にアルコール注入し殺害した男 憲役30年判決不服として控訴 広島「替え玉保険金殺人」

梅雨末期の大雨 JR広島駅は混乱、帰宅難民も 観測史上最大の雨量も観測

「触ろうと思っていたわけではない」女性の胸に腕を押し当てた疑い 県立学校の教職員を送検 広島

税込330円



きれいで触らないで！ 夏が来る前に子どもに伝えたい 沖縄の海の危険生物たち

沖縄タイムス 7/9(火) 11:07

税込330円



再生医療に不可欠な「培地」を供給、成長必至のIPO企業
会社四季報オンライン 7/16(火) 6:32

税込330円



創価大からミッション校まで「宗教系学校」に危機到来——「改革」も「閉学」も一筋縄ではないか？「教団と学校」の特殊な関係性

新潮社 フォーサイト 7/11(木) 15:02

税込330円



「商社マンは30代でボーナス1000万円」「一般職も“億り人”に」「外資系銀行で金融資産は2億円」…商社、自動車メーカー、銀行「現代の勝ち組」を実態調査【新「日本のヒエラルキー」】

デイリー新潮 7/12(金) 11:10

税込330円

広告 ◎×

君津市は異常な価格！住所入力で家価値判明
不動産情報.com



事業計画意見書

令和6年7月23日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物・景観・その他()

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

山田地区は、豊かな自然と精霊に包まれ、生活基盤を
生活の糧に「米づくり、良質の水」で生活してきました。
上流に産業処理施設が建設などもございません。
いかにも上手に説明されても検査された証拠も保証される
ものではない。元々水質汚濁がないと保証されるもの
ではない。処理施設は、絶対に作る必要では無い

理由(必須)

産業処理施設は伊賀市に既に存在して施設
も要らない!

提出期限: 令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6年 7月 23日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

埋立工事が終了しても、永年の結果、不純物
が発生しない事はない。最近の化粧検査
基準に適合したな項目も追加されています。
人工的な埋立てに完璧などはない

理由 (必須)

天災 地震 (東南海地震) の確率高まるなか
今更建設は反対である

提出期限 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他()

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

- ・他地域の又は分場ごとの水質等検査で、結果、不良になつた事はないのでしょうか?
- ・埋立前の展開検査、浸透水検査等、常時チェック可能な設備及び体制を計画されているのでしょうか?

理由(必須)

山内地区の水源地の上流に計画されござる。

提出期限 令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

伊賀環境サービス株式会社 御中

令和6年7月31日

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

反対します

理由（必須）

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和6年7月3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

山田地区の水源地への汚染水の流出が心配の
為、建設反対

理由(必須)

有害性のある産廃物の搬入が心配である。

提出期限: 令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · オ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 年 月 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水質の汚染れん記

理由(必須)

以上により 反対 いせ(ます)

提出期限: 令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和6年7月25日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ())

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

- ・廃棄物の運搬の為の大型トラック、ダンプが常時通るので排ガスによる大気汚染、馬鹿音が発生する
- ・建設残土、がら等の安定処分場であるが、すべて管理できるとは思えまい、水質の汚染が100%発生しないと保証約束ありますか?

理由 (必須)

以上により、建設に反対します。

提出期限: 令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

有害な重金属類の汚染による
環境破壊が心配

理由 (必須)

反対します。

提出期限 : 令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 (イ · ハ · ロ · 不明)